後援等名義使用承認通知書

大消　　　第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市消防局長

　 年　 月　 日付けで申請のあった後援等の名義使用について、次のとおり承認します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業等の名称 | |  |
| 使用名義 | |  |
| 主　催　者 | 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 代 表 者 |  |
| 実施日時 | |  |
| 実施場所 | |  |

【承認条件ほか】

１　後援等の名義使用を当該事業等以外に行わないこと

２　後援、協賛、協力又は共催の名義使用の期間は、承認した日から当該事業等終了時までとする。

３　当局は、当局が後援、協賛、協力又は監修を行った事業等に要する経費は負担しない。

４　名義使用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに後援等名義使用内容変更届出書（様式第４号）により届け出ること

５　名義使用を承認した後、承認要件を満たさなくなったと認められるとき、申請書類の内容と著しい相違が認められるとき、その他不適当と認められる行為があったときは、当局はその承認を取り消すことがあります。

６　承認が取り消されたことにより主催者に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。

７　承認が取り消されたことにより当局に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。

８　後援、協賛、協力又は監修を行った事業等において発生した事故等に対し、当局はその責めを負わない。